

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置）</p> <p>第八条の十 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>（特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置）</p> <p>第八条の十 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>（特別管理産業廃棄物保管基準）</p> <p>第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・四 (略)</p>	<p>（特別管理産業廃棄物保管基準）</p> <p>第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・四 (略)</p>
<p>五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものに

あつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないよう
形状を変更しないこと。

二〇八 (略)

第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物
処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定
めるところによる。

二〇四 (略)

5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に
掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準は、第四
条第一項第七号（同号ロ(1)及び(2)並びにヌからカまでを除く。）の
規定の例によるほか、次のとおりとする。

一次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施
設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化
処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成
十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに
掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））
以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであるこ
と。

ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設に
あつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理

（新設）

ハ (ホ) (略)

第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物
処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定
めるところによる。

二〇四 (略)

5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に
掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準は、第四
条第一項第七号（同号ロ(1)及び(2)並びにヌからカまでを除く。）の
規定の例によるほか、次のとおりとする。

一次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施
設にあつては、千百度）以上の状態で産業廃棄物を焼却するこ
とができるものであること。

ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設に
あつては、千百度）以上の温度を保ちつつ、一秒以上滞留でき
ること。

に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度）以上

の温度を保ちつつ、一秒以上滞留できるものであること。

二　（略）

6 ～ 16　（略）

第十二条の七　法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 ～ 4　（略）

5　令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度）以上に保つこと。

二・三　（略）

6 ～ 16　（略）

るものであること。

二　（略）

6 ～ 16　（略）

第十二条の七　法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 ～ 4　（略）

5　令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度）以上に保つこと。

二・三　（略）

6 ～ 16　（略）

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとする。次号において同じ。）

二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類

三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず

四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破碎施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物

四の二 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有一般廃棄物

五 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。）

二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類

三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破碎施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

四の二 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有一般廃棄物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

五 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に

係る固形状の不要物又は動物の死体

六
(略)

2| 前項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

六
(新設)
(略)